

「奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則」及び「奈良県公衆浴場法施行細則」の改正について

1. 改正概要

旅館業及び公衆浴場における衛生管理等について、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていることを踏まえ、以下に示すとおり改正をしました。（令和2年4月1日施行）

2. 改正点

※「旅館業」の入浴施設、「公衆浴場」ともに同様の基準です。

(1) 浴槽水の水質基準

区分	検査方法	基準
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	25mg/L以下
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令第六条に規定する方法	1個/mL以下
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと (10cfu/100mL未満)



区分	検査方法	基準
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下
全有機炭素の量 又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量:全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量: 滴定法	全有機炭素の量:8mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量:25mg/L以下
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令第六条に規定する方法	1個/mL以下
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと (10cfu/100mL未満)

(2) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯の水質の基準

区分	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下
pH値	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	10mg/L以下
大腸菌群	乳糖ビオンーブリリアントグリーン乳糖胆汁ビオン培地法又は特定酵素基質培地法	50mL中に検出されないこと
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと (10cfu/100mL未満)



区分	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下
pH値	ガラス電極法	5.8以上8.6以下
全有機炭素の量 又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量:全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量: 滴定法	全有機炭素の量:3mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量:10mg/L以下
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと (10cfu/100mL未満)

(3) 浴槽水の残留塩素濃度の改正及びモノクロラミン消毒に関する基準の追加

区分	基準
残留塩素濃度	0.2mg/L程度～0.4mg/L程度



区分	基準
残留塩素濃度	0.4mg/L程度
モノクロラミン消毒	3mg/L程度